

別紙（改正後全文）

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱

第1 通則

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによる。

第2 定義

1. 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的として、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。
2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 離島地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
 - (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
 - (4) 山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
 - (5) 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業の実施開始年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A：別表1第1欄の第1項（高効率エネルギー回収に必要な設備を除く。）及び第3項の事業ごとに、第2欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：別表1第1欄の第1項（高効率エネルギー回収に必要な設備に限る。）及び第2項の事業に係る第2欄の定めるところに従い算出した額

なお、市町村が、PFI法第8条第1項に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、当該交付金を財源として交付対象事業に要する経費の一部を交付する事業においては、別表1第2欄における「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 単年度交付額の算定にあたっては、総事業費から寄付金その他収入額を控除して算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

3. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

- (1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定め

る財産について財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び平成20年10月17日付け環廃対発第0801017004号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」に基づき行うものとする。

(2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

エ ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

オ プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

ア 一般廃棄物等の処理の現状

イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

ア 発生抑制、再使用の推進

イ 処理体制

ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業

オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。
3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する第11の事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附則

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成28年度予算に係る交付金から適用し、平成27年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2. 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、新要綱第3の交付対象とする。この場合において、新規事業の採択については、旧法の失効する日までに地域計画、一般廃棄物処理計画等に記載されている事業を原則とする。なお、本項により採択された令和8年度分の交付金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村については、令和9年度分の交付金で令和10年度以降の年度）に繰り越したものがあある場合には、経過措置団体はなお新要綱第3の交付対象とする。
3. 過疎法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村が前項の規定により事業を実施できる区域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算にかかる交付金事業から適用する。

別表 1（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）の交付対象事業）

1 交付対象事業	2 交付限度額を算出する場合の要件
1. エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	二酸化炭素排出抑制に資する廃棄物処理施設の整備に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
2. 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
3. 施設整備に関する計画支援事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理施設への先進的設備導入事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用